

インドネシア・中ジャワ州バタン石炭火力発電事業

JBIC 異議申立制度に基づく住民の申立書 概要

A) 申立人の氏名

- ・ 23 名

(バタン地域住民組織 UKPWR 協会を代表。同協会は、住民に負の影響を及ぼす同事業に反対するため 2012 年に設立。ウジュンネゴロ、カランゲネン、ポノワレン、ウォノクルソ、ロバンの 5 村の影響住民 7,000 名以上が参加。)

B) 申立人の住所・連絡先

C) 異議を申し立てる対象の協力事業 (国名、プロジェクト名、プロジェクトの概要等)

D) 申立人に対して生じた現実の被害または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる被害の具体的内容

<同事業の結果として、これまでに生じた被害>

人権侵害、脅迫、暴力、身体的傷害、不当逮捕、犯罪者扱い、不公正な裁判、賄賂の企て、違法な土地売買取引、拉致、社会不和、労働時間・仕事・収入源の喪失、経済的被害、水田やその他資産への被害、破壊行為、不法侵入、精神的苦痛・不安と社会的つながりの破壊

<同事業が継続する場合に将来発生するであろう追加的な被害>

健康被害、大気・水質・土壌・生態系への影響、作物被害、漁業被害、生計手段への被害、同地で生計が立てられなくなる住民の非自発的移転、更なる社会不和、地球規模の気候変動への影響、自然保護区域への被害

1. すでに生じている、また、将来生じる深刻な経済的被害と生活の困窮化

(1) 農地収用による生計手段の機会喪失 (水田、ジャスミン畑)

- ・ 水田 (約 120 ha)、ジャスミン畑 (約 50 ha) の収用により、多数の農民 (地権者農家・借地農・農業労働者) が生計手段を喪失。すでに収用された農地では、被害が現実。
- ・ 水田は灌漑が整備されており、年 3 回の収穫が可能。非常に肥沃で生産性が高い。ポノワレン村、カランゲネン村、ウジュンネゴロ村の 3 村では、水田の収用で、すでに約 2,000 名の農民が失業中。
- ・ ジャスミン畑は年中収穫が可能で、特に女性が農作業に従事。

(2) 十分な灌漑用水へのアクセス欠如による生計手段の機会喪失

- ・ 2015 年 4 月の土地整備作業開始で、灌漑用水の確保が不十分に。
- ・ 事業予定地が灌漑用水路を遮断するため、事業予定地外の農地も灌漑が不可になる可能性。

(3) 海洋環境の破壊に伴う漁業被害の恐れ

- ・ ジャワ島北側の海岸線で最も生産性の高い漁場の一つが、同事業で破壊されることを懸念。(その他の北側海岸線の漁場は、既設の大型石炭火力発電所ですでに被害)
- ・ ロバン村 2,000 名以上の漁民、近隣の 500 名の漁民が被害を受ける恐れ。
- ・ 海洋・観光保護地区に指定されてきたウジュンネゴロ＝ロバン海岸地帯での工事の違法性 (2008 年政令第 26 号/区画に関する 2010 年中ジャワ州条例第 6 号)

(4) 生計手段の機会喪失が今後も続き、悪化する可能性

- ・ 生計手段の喪失で、外国船籍のトロール船等、劣悪な環境下での労働を余儀なくされる例。
- ・ 事業者が用意する代替地は質・量・生産性の観点から、生計手段の回復には不十分。
- ・ 漁場/漁民の保護対策は不明
- ・ 同事業の雇用機会は、教養人のみ享受可、学校を出ていない多くの農民・漁民は享受不可の可能性

(5) 不当逮捕時の生計手段の機会喪失

- ・ 住民リーダー5名（農民4名、漁民1名）が5ヶ月間以上、不当に拘禁されたが、拘禁中に稼ぐことのできなかった収入機会に対する補償等は一切なし
- ・ 住民リーダー2名が7ヶ月間、不当に拘禁されたが、拘禁中の世帯収入の減少分、また、拘禁に伴う必要経費の支出分に対する補償等は一切なし

(6) 同事業への4年間の抗議活動に伴うコミュニティの経済的負担

- ・ 住民リーダー5名が不当に拘禁されたときなども含め、州都や首都で多数の抗議活動や会合を実施。コミュニティで経費を出し合っているため、経済的負担に。

2. 同事業に反対する地域住民は深刻な人権侵害に直面、また、将来同様の問題に直面

(1) 反対派住民への犯罪者扱い、不公正な裁判、賄賂の企て、裁判前の武装グループによる脅迫

- ・ 虚偽の告発による法的嫌がらせ（上述住民リーダー5名、および、2名の不当逮捕・拘禁）
- ・ 上述2名の不当逮捕のケースにおける起訴状の不透明さ、また、地方政府高官による「土地売却と引換えの釈放」の申し出。不当逮捕前には、私服警官・軍人による執拗な土地売却の強要の試み。

(2) 軍・警察・民間警備員・チンピラによる暴力行為・脅迫・嫌がらせ・不法侵入・資産破壊

- ・ 土地買収交渉における軍・警察による脅迫。インドネシア国家人権委員会も問題を指摘。
- ・ 村内に配備された軍・警察・民間警備員による人権侵害。特に、環境影響評価（EIA）住民協議時に1,000人以上の軍・警察が警備し、反対派住民の多くは会場に入れず。
- ・ 2013年8月の人権委の勧告後、軍は引き上げたが、脅迫等の状況は悪化。
- ・ 酔ったチンピラが住民を脅迫（土地売却を強要）しても、警察は取り合わず。
- ・ 2015年4月、国軍・工兵隊が事業予定地で土地整備作業を開始。未売却の地権者が自分の農地に入ろうと近づくと、警備兵が罵るなど嫌がらせ。
- ・ 抗議活動に参加する住民に対する軍・警察による暴力行為。実際に負傷者も（20人近く）。
- ・ ここ2年間、チンピラが地権者や住民リーダーの家のドアを叩くなど、嫌がらせ・脅迫。
- ・ 住民らは、チンピラと前バタン県知事とのつながりを証言。
- ・ 住民を支援するグリーンピースのスタッフへのチンピラによる暴力行為と一時拉致。
- ・ チンピラによる住民への暴力行為に対し、警察が適切に対処しない（免罪）状況（チンピラ、警察、軍、民間警備員による暴力行為で負傷した住民は4年間で計50名近くにのぼるが、一切対処なし。）

(3) 賄賂（の企て）によるコミュニティ間の不和、コミュニティのつながりの破壊

- ・ チンピラが一平米当たり10万ルピアで土地を売却した地権者に対し、もし土地を売却するよう他の抵抗する地権者を説得できた場合に一平米当たり40万ルピアの補償金額に上げると奨励。
- ・ 同事業の賛成派になるよう、警察などが住民に賄賂を申し出る事例も。
- ・ 依然相互扶助の関係があったのに、現在、コミュニティ内での信頼関係が崩れてしまったことは、大きい問題の一つ。

(4) 増大する、かつ、耐え難い圧力に直面

- ・ 政府による強制収用を認めた土地収用法（2012年第2号）の適用方針にもかかわらず、事業者・政府の地権者への脅迫・圧力は一層高まっている。

3. 事業が遂行された場合に将来起きる公害による追加的被害

- ・ 発電所から排出される大気汚染物質（SOx、NOx、水銀、鉛、ヒ素、カドミウム等含む）による健康被害。
- ・ JBIC支援案件のチレボン石炭火力発電事業による被害状況の例。
- ・ 日本企業が海外の石炭火力発電事業で必ずしも最良の汚染対策措置をとるわけではない例。

E) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実

F) ガイドライン不遵守と被害の因果関係

ガイドライン不遵守の条項	不遵守の事実と被害の因果関係
<p>【第1部】3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方 (2) 本行による環境社会配慮確認 本行は、環境レビューにおいて、... (中略) ... プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されるかどうかを確認</p>	<p>同事業の環境社会配慮は、軍・警察の人権侵害への深い関与、また、土地収用の責任主体が今後政府に移譲されることに鑑み、事業実施主体だけでなく、相手国政府も重要な役割をもつ。JBICが政府の経験・能力を適切に確認できなければ、住民への被害は悪化する。</p>
<p>同上 (4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準 相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかどうかを確認</p>	<p>同事業は、海洋・観光保護地区に指定されてきたウジュンネゴロ＝ロバン海岸地帯での工事となり、2008年政令第26号、および、区画に関する2010年中ジャワ州条例第6号に違反。土地収用法(2012年第2号)の同民間事業への適用は政府内でも見解が割れている。国軍に関する2004年法律第34号では、国軍のビジネスへの関与を禁止。2015年4月以降の国軍による土地整備作業は違反。国家人権委も同4月23日付で国軍の撤退を勧告。</p>
<p>4. 環境社会配慮確認手続き (3) カテゴリ別の環境レビュー 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合にあっては住民移転計画が提出されなければならない。</p>	<p>同事業に伴い、農民・漁民の大規模な生計手段の喪失が起きるため、国際金融公社(IFC)の基準を満たす生計回復計画(LRP)がJBICに提出されなければならないが、提出されていない。LRPは、影響住民の公正な資格要件や完全な再取得価格での補償、移行期間支援などを含む、生計回復までの詳細な計画。</p>
<p>5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開 (1) 基本的考え方 本行は、環境レビュー及びモニタリングにおいて様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する。さらに本行は、必要に応じ、関係機関、ステークホルダーの意見を求めることがある。</p>	<p>住民組織はJBICにレターを2回提出し、懸念を伝えるとともに、現地調査で事業者・政府側だけでなく、住民の声を直接聞くよう要請。しかし、2015年5月のJBIC現地調査で、JBICは数人の村長を含む政府役人に会ったのみだった。また、これまで、レターに対するJBICからの回答は一切ない。</p>
<p>6. 意思決定、融資契約等への反映 本行は、融資契約あるいはこれに付随する文書を通じ、以下を確保するよう最大限努力する。借入人は、環境社会配慮に関し、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び相手国政府(地方政府を含む)の役割が重要である場合は、これらの者も含めて取り決め等を結ぶよう努力</p>	<p>同事業の環境社会配慮は、軍・警察の人権侵害への深い関与、また、土地収用の責任主体が今後政府に移譲されることに鑑み、事業実施主体だけでなく、相手国政府も重要な役割をもつ。JBICが融資契約等を通じて、事業者だけでなく、政府による環境社会配慮措置を確保できなければ、住民への被害は悪化する。</p>
<p>【第2部】1. 基本的事項 (パラ1) プロジェクトを実施するにあたっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。</p>	<p>同事業のEIAプロセスは、土地収用プロセスの開始、つまり、個々の地権者への土地買収交渉の開始より遅く始まった。したがって、できる限り早期の影響評価はなされておらず、代替案や緩和策の検討・計画への反映もなされていない。</p>
<p>対策の検討 (パラ1) プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検</p>	<p>同事業のEIAは複数の代替案の分析を怠っている。選択された現計画案が、再生可能エネルギー等の別の発電方法や汚染対策などの観点から、環境社会リスクが最小であると正当化するような分析は行なわれていない。環境林業省も現在、EIAをレビュー中である。</p>

<p>討することとする。</p> <p>検討する影響のスコープ (バラ1 およびチェックリスト) 調査・検討すべき環境への影響には、人間の健康と安全への影響が含まれる。 プロジェクトに関係する警備要員が、プロジェクト関係者・地域住民の安全を侵害することのないよう、適切な措置が講じられているか。</p>	<p>地域住民は軍・警察・民間警備員・チンピラによる深刻な人権侵害に直面してきたが、事業者は同事業、および、同事業に関連した行為が地域住民の安全にもたらす影響について、調査を怠っており、適切な対処をとっていない。国家人権委は複数回にわたり、人権侵害等を理由に事業の中止を政府に勧告している。</p>
<p>検討する影響のスコープ (バラ2) 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。</p>	<p>同事業のEIAでは、検討する影響のスコープが非常に限定的。同事業では、約3,000人の農業労働者、約700人の地権者が影響を受けるが、EIAでは各々1,154人、554人とされている。また、ロバン村の漁民への協議は行なわれず。</p>
<p>法令、基準、計画等との整合 (バラ1) プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（国政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。</p>	<p>同事業は、海洋・観光保護地区に指定されてきたウジュンネゴロ＝ロバン海岸地帯での工事となり、2008年政令第26号、および、区画に関する2010年中ジャワ州条例第6号に違反。土地収用法（2012年第2号）の同民間事業への適用は政府内でも見解が割れている。国軍に関する2004年法律第34号では、国軍のビジネスへの関与を禁止。2015年4月以降の国軍による土地整備作業は違反。国家人権委も同4月23日付で国軍の撤退を勧告。</p>
<p>法令、基準、計画等との整合 (バラ2) プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。</p>	<p>上述のとおり、同事業は、海洋・観光保護地区に指定されてきたウジュンネゴロ＝ロバン海岸地帯に重大な影響を及ぼす。</p>
<p>社会的合意及び社会影響 (バラ1) プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。</p>	<p>上述のとおり、平和的な方法で抗議し、懸念を伝えようとしてきた地域住民は深刻な人権侵害に直面。EIAに関する住民協議も招待状を受け取った個人（大半は地権者）のみ参加でき、借地農・農業労働者は参加できず、1,000人以上の軍・警察が警備しており、反対派住民は会場に入れず。社会的に適切な方法での調整が図られていたとはとても言えない。</p>
<p>社会的合意及び社会影響 (バラ1) 環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</p>	<p>同事業のEIAに関する住民協議が、土地収用プロセス開始後に行われていることは致命的な問題。事業者は代替案を検討できる早期の段階からステークホルダーとの協議をしたり、地域住民の声を事業内容に反映することを怠った。EIA住民協議の参加プロセスも問題で、招待状を受け取った住民のみが参加。協議の開催情報も適切に伝えられず、また、1,000人以上もの軍・警察による重警備により、反対派住民のほとんどは会場に入れなかった。漁村であるロバン村では一切住民協議は行われなかった。事業の負の影響に関する十分な情報はこれまで公開・説明されぬまま（たとえば、PM10、PM2.5、水銀等に関する排出予測データ）。</p>

<p>社会的合意及び社会影響（パラ2） 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。</p>	<p>地域社会において意思決定プロセスへのアクセスが弱いと考えられる地域漁民と借地農・農業労働者の懸念が適切に考慮されておらず、彼らの生計回復措置が不十分となっている。住民協議は地権者やHNSI（政府が設立に携わっている漁民組織）を中心に行なわれた。ロバン村の地域漁民は協議を受けなかったが、HNSIが地域漁民の考えを代表しているわけではない。</p>
<p>非自発的住民移転（パラ1） 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</p>	<p>住民協議が、土地収用プロセス開始後に行われていることは致命的な問題で、事業者は、早期の段階に生計手段の喪失が回避可能かを検討しなかった。地権者が不当逮捕・拘禁されたり、土地売却を強要されている状況は、対象住民の「自由意思に基づく」合意を妨げる。また、同様の人権侵害に遭うのではと他の地権者を脅えさせ、適切な参加を妨げる。</p>
<p>非自発的住民移転（パラ2） 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、プロジェクト実施主体者等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない。</p>	<p>事業者は、農地収用に伴い、すでに生計手段を喪失した借地農や農業労働者に対し、十分な補償や移行支援を適切な時期に提供できていない。土地の補償価格は一定でなく、吊り上げられており、土地買収交渉における透明性がなく、公正かつ統一性のとれた形での再取得価格に基づく補償にはなっていない。これは社会不和の大きい一因にもなっている。</p>
<p>非自発的住民移転（パラ2） プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。</p>	<p>事業者が用意している代替農地は、質・量ともに不十分。現在の水田のような灌漑設備も整っておらず、以前の生活水準や収入機会を回復できるとは期待できない。地域漁民や借地農・農業労働者の懸念が適切に配慮されていないため、移行期間、および、長期的な生計回復のための具体的施策はないまま。同事業での雇用機会は、学校を出ていない多くの農民・漁民は享受できず、代替の生計手段を確保することも困難なため、生活状況の悪化が懸念される。</p>
<p>非自発的住民移転（パラ3および4） 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。 住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。</p>	<p>事業者は、補償・生計回復措置の立案にあたり、影響住民の適切な参加を確保しなかった。地権者は土地収用プロセスの開始前に協議を受けておらず、補償措置の策定に参加できなかった。EIAに関する遅きに失した住民協議も、借地農や農業労働者、地域漁民のほとんどが招待されず、また、軍・警察の重警備により、参加できずに終わった。地権者が不当逮捕される等の深刻な人権侵害に直面している状況は、地域住民への威嚇効果を否めず、コミュニティの適切な参加を妨げる一因になりうる。協議の開催情報が適切に伝えられなかったとともに、事業者は地域住民が理解可能な様式による十分な情報を事前に提供しなかった。</p>
<p>非自発的住民移転（パラ4） 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。</p>	<p>事業者は依然として、独立した形でのLRPも、EIAに含まれる形での詳細な補償・生計回復措置も策定・公開できていない。事業者は影響を受ける農民・漁民の詳細な個別調査をしていなかったため、移行期間中の／長期にわたる効果的な措置を策定できていない。</p>

G) 申立人が期待する解決策

JBICが以下の点を整備し、事業者が必要な措置を講じるまで、土地収用を含む、あらゆる事業活動を差し止めるよう求める。

1. 土地未売却の地権者をさらなる脅迫・暴力等の人権侵害から保護するため、早急な措置を講じること。
2. 関連企業とインドネシア政府が農地、また、農民の生計手段を適切に回復・補償するよう、早急な措置を講じること。
3. 脅迫・暴力等の人権侵害も含めて、同事業のJBICガイドラインの遵守状況を評価するために現地調査を実施すること。地権者、借地農、農業労働者、漁業者などの影響住民に直接聞き取りを行なうこと。事業推進派でないインドネシア政府関係者の意見も調査すべき。
4. 上述のJBICによる調査結果は、協議会で地域住民に示されるべき。環境レビュー結果は融資契約前に公開し、パブコメにかけらるべき。
5. 警備要員に関して、JBICと事業者はその警備の手配により、事業地内外で生じるリスクの可能性を評価すべき。事業者は警備要員による人権侵害の行為を調査し、再発を防止すべき。JBICは、公権力による警備について公開するよう要請すべき。
6. 土地収用の結果、生計手段を喪失した／喪失する影響住民の特定と生計回復措置に関する調査
7. 借地農や農業労働者、地域漁民など、脆弱なステークホルダーの効果的な参加を含む、あらゆる影響住民に対する協議・補償メカニズムの構築
8. 地域漁民と借地農・農業労働者との適切な協議、および、生活水準が改善、少なくとも回復するような適切な補償について立証すること。立証できない場合は、適切な補償が行われるよう、彼らの懸念や考えを特定する適切な協議が開かれるよう確保すること。
9. PM2.5、PM10、水銀を含む汚染物質に関する排出予測について、量的データを公開すること。
10. PM、SOx、NOx、水銀に対する汚染防止対策を影響住民に理解できる形式で公開すること。
11. 漁業や作物に対する影響を含む、同事業に関連する社会・健康・環境影響に関する量的データを公開すること。また、影響緩和措置を要請すること。（海洋保護区域への影響を含む）
12. 発電源や汚染対策等に関し、環境社会リスクが最小であることを理由に現計画を選択したことを示す代替案の分析を公開すること。
13. 地域住民・NGOとJBICとの協議記録をインドネシア語で公開すること。
14. すべての関係者に私たちの懸念を理解してもらえよう支援し、問題の原因に関する調査・問題解決に向けた措置を講じるよう、事業者を指導すること。
15. 紛争解決と関係者間の問題理解の向上のため、事業関係者、金融機関、JBICに地域住民との対話を呼びかけること。
16. 海洋保護区近くの開発を制限する政令について、同事業を適用外とした地方政府の決定プロセスに関する情報を公開すること。

H) プロジェクト実施主体との協議の事実

- ・事業者によるEIA住民協議会に、反対派住民はほぼ参加できず。
- ・レター、会合、抗議デモ、裁判等を通じて、反対・懸念に関する説明努力を重ねてきた。
- ・2014年9月に住民リーダーが来日した際、日本企業は会合を拒否
- ・国家人権委や環境林業省との対話を通じ、事業関係者と良好な関係を構築する努力

I) 本行投融資担当部署との協議の事実

- ・2013年7月22日 在ジャカルタ大使館にて、日本首相宛てレター提出
- ・2013年7月 JBICの環境実査時、JBICは住民への聞き取りはせず
- ・2014年3月14日 JBIC宛レター提出（回答なし）
- ・2014年9月10日 住民リーダー2名の来日時、財務省・JBICと面談（当初、一度面談拒否）
- ・2015年4月9日 JBIC宛レター提出（回答なし）
- ・2015年5月18、19日 JBICの環境実査時、JBICは反対派住民への聞き取りはせず

以上